

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第27回 2018年12月

新税関信用管理規定の公布により、AEO認定は更に厳しくなる

本アラートの分析対象法規

「税関認証企業標準」(税関総署公告 2018 年 177 号、共通標準及び輸出入貨物の荷受荷送人、通関企業、対外貿易総合サービス企業向けの個別標準を含む)

「『中華人民共和国税関企業信用管理弁法』の実施の関連事項に関する公告」(税関総署公告 2018 年 178 号)

背景

中華人民共和国税関総署は、2018年11月22日付けで公告2018年177号(「税関認証企業標準」に関する公告)及び同11月27日付けで2018年178号(「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」の実施の関連事項に関する公告)を公布し、「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」(税関総署令237号、以下「237号令」と合わせて実施する「税関認証企業標準」(以下「新標準」、共通標準及び輸出入貨物の荷受荷送人、通関企業、対外貿易総合サービス企業向けの個別標準から構成されている)を通知した。また、新標準は高級認証、一般認証及び信用喪失企業に対する管理措置を追加・明確化している(従来の規定との比較表は添付資料へご参照ください)。なお新標準は2019年1月1日より施行される。

新標準が企業にもたらす影響及び対策

輸出入企業からのフィードバック情報によると、今回公布された新税関信用管理規定及び新標準は、企業の声や要望も取り入れられ、過去の規定に比べてより合理的になっているものの、部署の増設、増員、研修回数の増加、より厳格な内部監査、財務指標の不合格による認証の直接否決、是正期限及び付加標準のキャンセルなど留意すべき課題も含まれている。また、新標準は配点ルールにおいて、「一部合格」を「基本合格」に変更し、なお「内部統制」及び「貿易安全」

の2つの標準において、単一標準項目における基本合格下限に該当するもの（-1点）は二つ以内に抑えなければならない要求も追加されたため、この点も注意を要する。企業は新標準による変化や新しい要求に対応するため、人員、資金、物資の投入を追加しなければならない。

一例として輸出入貨物の荷受荷送人が高級認証標準を適用する場合、申請手続において新たに対策及び再検討が必要な事項は下記のとおりである。

1. 内部監査制度の実施の厳格化

新標準では、内部監査の仕組が「有効であること」が強調されており、監査の実施頻度は「毎年1回以上」で、既に高級認証企業を取得している場合は、毎年、税関高級認証企業標準への準拠性を確認するための内部監査を実施しなければならない。また、税関による行政罰の有無及び内容、さらに異常な原因による申告書の修正・取消などの有無及び内容の確認も企業内部監査の対象範囲に含まれる。

輸出入内部監査実施の問題は多くの認証企業の課題である。旧標準では輸出入業務の内部監査の内容や範囲が不明確であったため、企業又は税関は各自の理解や実務上の必要性に応じて内部監査を実施していたため、監査の範囲及び発見事項が統一されておらず、効果も上がっていなかったが、新標準では、高級認証企業の内部監査は高級認証企業の関連標準をカバーしなければならないことを明確にし、実効性を高めることが要求されている。

2. 情報システム機能性要求の向上

新標準では高級認証企業の情報システムに対する要求が高くなっており、従来の「記録可能、遡及可能、照会可能」に加えて、「分析可能、警報通知可能」などの新たな機能を要求している。さらに、情報システムの管理機能範囲への要求も拡大しており、顧客管理、契約書管理などの機能も追加されている。

3. 総合財務状況評価の厳密化

新標準においての財務状況評価方法は、従来の個別指標ごとの個別評価から5つの指標を総合評価する方法に変更し、従来の財務指標に加えて現預金対流動負債比率、純資産利益率が加えられ、資産負債比率指標が基準（下記参照）を満たせない場合には、このことを以って不合格とし、保証状の発行で標準合格を代替する方法を撤廃した。また、支店を有する企業は、本支店合算の財務諸表のデータを使用しなければならないと規定している。

- 資産負債比率 $\leq 95\%$ ；
- 財務指標総合値 $=$ 当座比率 $\times 0.161$ + 現預金対流動負債比率 $\times 0.161$ + 資産負債比率 $\times 0.258$ + 営業利益率 $\times 0.21$ + 純資産利益率 $\times 0.21$ 。

4. ビジネスパートナーの安全保護責任の強化

新基準では、ビジネスパートナーの安全を図るための重要な要件を定めており、「ビジネスパートナーをスクリーニングする際に、認証基準に従ってビジネスパートナーの包括的な評価を実施しなければならない」と規定している。ただし、ビジネスパートナーが税関認定企業の場合、この限りではない。また、国際貿易に従事する非生産企業に対して、税関は国内ビジネスパートナー1社を選定して拡大認証を実施する。

5. 追加の検査検疫評価標準の専門化

新基準には従来の商品検査検疫企業信用管理事項を加えて認証要求、税関収集情報、認証企業が享受する優遇措置、信用喪失企業の認定などの内容を追加した。また、従来の検査検疫企業信用管理制度と税関信用管理制度との間には大きな相違があり、例えば、新基準に追加された品質管理規定は、企業が食品、化粧品、動植物及び製品、工業製品などの法定検査商品ごとに品質安全の管理制度を構築しなければならないと規定している。

6. 業務研修対象範囲の拡大、頻度の増加

新基準では税関法令による内部研修対象が従来の「法定代表人又はその授權者、税関業務担当高級管理職」から「法定代表人（主要責任者）、税関業務担当高級管理職、税関業務責任者、貿易安全担当高級管理職」に拡大されており、研修回数も従来の「毎年少なくとも1回」から「毎年2回以上」に増やされている。

7. 企業の自主的開示の推奨

自主的開示の場合には税関認証企業信用状況の履歴とみなさない罰金の上限額を237号令の「5万人民元」から178号公告の「50万人民元」に引き上げている。

KPMGのご提案

上述は新基準及び管理弁法の実施上の諸事項が幅広い企業にもたらしうる深刻な課題である。新旧標準の移行期間におけるスムーズな改善を実現させるため、下記のとおりに分析し提案する。

1. 税関の内部監査に対する要求がより全面的かつ緻密になったため、認証企業はより一層輸出入内部監査を重視し、特に内部監査の内容が認証標準を網羅しなければならず、より多くのリソースを投入して内部監査業務の実行を強化していく必要がある。これに対応するため、内部監査実施に関して、第三者機関を利用するなどを含め検討する必要がある。
2. 企業によっては、すでにERPまたはその他システムを利用して輸出入業務の全プロセスのデータ伝送、交換及び遡及を網羅的に実施していると思うが、システムの機能が認証標準の要求を満たせ

るように、既存システムを確認し、新標準の要求に対応可能かも検討する必要があるだろう。

3. 財務指標の増加、計算方法の変更及び保証状代替措置の撤廃などにより、企業の財務状況に対する要求が厳しくなっている。企業は財務状況、特に資産負債比率の推移を常に注目し、支払能力、収益力、納付能力という3つの財務実力の合理性とバランスを維持し、認証標準の要求を満足させる必要がある。
4. ビジネスパートナーの安全保護責任の強化により、企業がサプライヤー、サービスプロバイダー或いは顧客を選別する際、同じく税関認証企業のビジネスパートナーが強く推奨されている。これにより、企業自身及びビジネスパートナーのセキュリティリスクを最大限に軽減できる。もし、ビジネスパートナーが税関認証企業でない場合、企業は認証標準に基づき適格なビジネスパートナーを選別する責任や義務を履行しなければならない。このために、企業にとっては無視できないコストもかかるし、マネジメントにおいて大きなリスクももたらしている。
5. 現在、検査検疫関連業務はアウトソースしている企業が多いため、税関の要求に満足する品質管理制度が十分には完備されていない可能性がある。また、追加された検査検疫標準による企業のコンプライアンス管理に対する要求も高くなるため、企業は経営活動のスムーズな展開を図って将来の検査検疫コンプライアンスリスクを重視し、輸出入貿易コンプライアンス制度をできるだけ早く構築・改善する必要がある。
6. 税関が業務内容、法律制度に対する研修を強調するのは、企業のスタッフが法律を把握し、理解し、遵守する意識を高め、業務の基本素養及び法律知識に注目するための長期的な考慮である。企業は、研修活動の期限、品質要求に厳守して研修を行い、なお研修内容、授業方式、参加者の学習状況、研修後の受験方法及び効果評価などの具体的な内容まで配慮する必要がある。
7. 自主的開示における「税関認証企業信用状況の処分履歴とみなさない」上限額が引き上げられたため、企業がそれを慎重に評価し、優遇政策を充分に享受すべきである。また、企業は自律意識を高め、輸出入業務における問題を自ら発見し改善を遂行し、必要に応じて自主的開示の方式で税関に報告を行うことを積極的に検討すべきである。ただし、企業は優遇政策を積極的に利用することともに、リスク分析や評価を慎重に行い、合理的な意思決定を行い、従来の不備による罰金、延滞金、信用リスクを最大限に低減させることにも注意しなければならない。

KPMGが輸出入業者の皆様の新標準対応に関連して提供できるサービスは下記のとおりです。

1. 【ギャップ分析】企業認証の格上げ及び認証手続へのサポート。
企業が税関認証企業に対する認定標準を満たせるように、新標準を参考にしながら、企業に対して内部統制制度、財務状況、輸出入管理及び貿易安全などの多角的・全般的な分析を行った上、リスクを認識し、改善案を提供し、企業の改善を促します。
2. 【認定評価報告書】専門的な報告書の作成・提出。237号令の「税関又は企業が民間仲介機構に、企業の認定に関する結論を出すことを委託することができる。」と規定している。この規定に基づき、KPMGは専門的仲介機関として、企業の認定関連状況に対して評価を行い、専門的な報告書を作成・提出することができます。
3. 【内部監査代行】輸出入業務向けの内部監査サービスの提供。
新標準では、企業の内部監査を強調している。KPMGは企業のために内部監査の実施、輸出入業務におけるリスク認識のサポート、改善提案の報告、プロフェッショナルな監査意見の提出に関するサービスを提供します。
4. 企業の認証に関する政策・法規定の動向の分析と解説を提供し、税関信用管理に関するトレーニングや指導教育また情報提供を行います。

添付資料：企業信用等級ごとに適用する税関・検査検疫監督管理措置一覧表

優遇措置の適用	高級認証企業	一般認証企業	一般信用企業	信用喪失企業
より低い輸出入貨物検査率	√ 一般信用企業の 20%以下	√ 一般信用企業の 50%以下	×	×
輸出入貨物の通関手続を優先的に処理する	√	√	×	×
担保の免除・軽減を税関に申請できる	√	√	×	×
より低い査察・検査の頻度	√	×	×	×
輸出貨物が税関の監督管理区域に到着する前に税関申告手続を行う可能である	√	×	×	×
税関が企業のためにコーディネーターを配置する	√	×	×	×
AEO 相互承認の相手国・地域の税関が税関優遇措置を提供する	√	×	×	×
国家関連部門が信用遵守に対する共同奨励を実施する	√	×	×	×
不可抗力により中断された国際貿易が回復した後に優先的に通関を行う	√	×	×	×
* より低い検査検疫抜取比	√ 一般信用企業の 20%以下	√ 一般信用企業の 50%以下	×	×
* より低い輸出貨物の原産地調査の平均抜取比			×	×
* 税関登録・届出及び関連手続を優先的に行う	√	√	×	×
* 税関総署が規定した他の管理措置	√	√	×	×
* 他の国・地域に食品、化粧品などの登録の輸出企業を優先的に推薦する	√	×	×	×

注：「*」とは、税関総署公告2018年178号において追加される優遇措置のことである。



イノベーションが新たなパワーを呼び込み、
租税のルートも自ずから広がって行く。

お問い合わせ

華北地域



周重山(Eric Zhou)
中国貿易及び税関実務統括パートナー
E: ec.zhou@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7610



韓滢(Helen Han)
パートナー
E: h.han@kpmg.com
Tel: +86 (10) 8508 7627

華東及び華西地域



周咏雄(Anthony Chau)
パートナー
E: anthony.chau@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3206



董誠(Dong Cheng)
パートナー
E: cheng.dong@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3410



陶蓉蓉(Rachel Tao)
ディレクター
E: rachel.tao@kpmg.com
Tel: +86 (21) 2212 3473

華南地域



羅健瑩(Grace Luo)
パートナー
E: grace.luo@kpmg.com
Tel: +86 (20) 3813 8609



陳蔚(Vivian Chen)
パートナー
E: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: : +86 (755) 2547 1198



夏穎(Philip Xia)
ディレクター
E: philip.xia@kpmg.com
Tel: +86 (20) 3813 8674

香港特別行政区



許昭淳(Daniel Hui)
パートナー
E: daniel.hui@kpmg.com
Tel: +852 2685 7815

イノベーションが新たなパワーを呼び込み、
租税のルートも自ずから広がって行く。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2019 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2019 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.